

令和 年度さいたま市浦和野球連盟会員登録名簿(Bクラス)

チーム名		チーム所在地				登録番号	B-	
代表者氏名		住所		TEL				
連絡者氏名		連絡者連絡先		自宅	TEL			
チームID				勤務先	TEL			
連絡用携帯TEL				社名	名簿受領		令年月日	
メールアドレス								
番号	位置	背番号	氏名	フリガナ	生年月日	住所	勤務先	
						所在	名称	
監督1		30						
主将2		10						
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
マネージャー								

(注) 1部提出・1部チーム控

[様式 1]

令和 年度さいたま市浦和野球連盟会員登録名簿(Aクラス)

チーム名		チーム所在地				登録番号	A-			
代表者氏名		住所			TEL					
連絡者氏名		連絡者連絡先			自宅	TEL				
チームID					勤務先	TEL				
連絡用携帯TEL					社名		名簿受領	令年月日		
メールアドレス										
番号	位置	背番号	氏名	フリガナ	生年月日	住所	勤務先			
							所在	名称		
監督1		30								
主将2		10								
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
マネージャー										

(注) 1部提出・1部チーム控

◎ 登録用紙記載上の注意

チームID ○ ○ ○ ○

記載済の登録用紙は本連盟の各種大会の出場メンバーの確認のみに使用するもので他には一切使用しません。

- 1, **登録名簿のチームID欄に、チームIDを必ず記入のこと。**
- 2, 記載事項は明確に記載すること。
- 3, 登録用紙の記載に不備がある場合は登録できないので、特に注意すること。
- 4, 責任者住所及び連絡先住所には、会社名等も記載すること。郵便番号は必ず記載すること。

文書連絡先には必ず○印をつけること。

- 5, チーム所在地は《さいたま市○○区》と記載する。
- 6, **選手登録は、背番号順に記載する。**
- 7, 位置は、投手・捕手・内野手・外野手と記載すること。
- 8, 背番号は、監督30番、主将10番、コーチ28番・29番と統一し
0番から99番までとする。
- 9, 登録選手は、さいたま市及び県内・隣接県に居住又は勤務、在学の者で隣接県及び県内他支部に登録していないこと。
- 10, 生年月日は、令和はR、平成はH、昭和はSとし、○. ○. ○と記載すること。
- 11, 住所は、さいたま市○○区○○町○○丁目○○番○○号と記載する。(～可)
- 12, 勤務先は、○○株(学生は学校名)と記載するものとし、会社員等の表示は用いてはならない。所在地欄には、さいたま市、東京等、勤務先の所在地を記載する。
- 13, 登録人員は11名以上25名以内とする。
Aクラスチームについては11名以上30名以内とする。
(但し、市予選会及び県大会は25名以内)
- 14, 様式(2)の摘要欄は記載不要です。
- 15, **登録名簿の提出は、様式1を1部、様式2を4部の計5部を提出のこと。**
- 16, メールアドレス記入欄には連盟より連絡可能なアドレスを記入ください。

* 登録用紙データはさいたま市浦和野球連盟のメールアドレスに
送付請求ください。 アドレス contact @ uba-saitama. Com